

【テーマ】 救済申立てを理由とした報復的不利益取扱い

【事件の概要】

会社は、組合のA執行委員長が、不当労働行為救済申立事件の調査期日に出席し、発言したことなどを理由に、A執行委員長を降格した。また、同事件の審問において、組合側の証人として証言を行ったB組合員を欠勤扱いとし、その時間分の賃金を減額した。なお、会社の就業規則によれば、証人として官公署に召還された場合には有給休暇扱いとされることになっていた。

組合は、上記の処分を取り消すよう会社に申し入れたが、会社がこれに応じなかったため、新たに不当労働行為救済申立てを行った。

【労働委員会の判断】

A執行委員長に対する降格は、同人が調査期日に出席し組合役員として発言したことを理由になされた不利益取扱いと認められ、また、会社が、会社側の証人のみを有給休暇扱いとし、組合側の証人として出頭したB組合員を無給としたことに合理的理由が認められないことから、労働委員会への申立てを嫌悪した故の不利益取扱いであるとして、労働組合法第7条第4号の不当労働行為に該当すると認定した。

【解説】

- 労働者が労働委員会に対し不当労働行為の救済申立てをしたこと、労働委員会における不当労働行為の審査手続若しくは労働争議の調整手続等において証拠の提示や発言をしたことを理由として、使用者が、当該労働者に対して、不利益な取扱いをすることは、労働組合法第7条第4号の不当労働行為（報復的不利益取扱い）として禁止されています。
- ここでいう不利益な取扱いには、解雇、配転、出向、降格、減給などの行為のほか、人事考課において低査定を行う、嫌がらせを行うなどの行為も含まれます。もっとも、たとえ賃金の減額であっても、就業規則等に従って一律に取扱いが行われている限り問題となりません。しかし、本件事案のように、組合員に対してのみ他の従業員と異なる取扱いをすることは、不利益取扱いに当たると判断されます。
- 判例は、労働委員会に対する救済申立てについて、「労働組合の団結権、団体行動権ひいては正常な集団的労使関係秩序維持に資する公益的なもの」であり、「法は、それが使用者の労務に当たるか否か、組合活動の側面があるか否かを問わず、おしなべて申立てを理由とする不利益取扱いを禁止している」として、申立人側の証人のみを無給扱いとした会社の行為は不当労働行為として許されないと判示しています。（日本貨物鉄道事件 大阪高裁平成11年4月8日判決）

【ポイント】

- 労働者が労働委員会に対し不当労働行為の救済申立てをしたことや、不当労働行為の審査手続において発言したことなどを理由として、使用者が、当該労働者を解雇したり、その他の不利益な取扱いをすることは許されません。
- 報復的不利益取扱いに当たるか否かは、当初の救済申立てが認められるかどうかとは関係なく、申立て後の使用者の行為に即して判断されます。